

8回シリーズでお送りしています「高齢者の住い」の七回目です。今回は、「居宅サービス」についてお知らせいたします。高齢者本人にとって、住み慣れた「自宅」で生活することは精神的な安堵感があってよいものです。しかし、老々介護やひとり身での生活に不安はつきものです。

そのような解決手段として、介護保険の「居宅サービス」があります。

国も財政負担の軽減の策として、また、人間本来が自宅で生きる姿ということで積極的に推進しています。

安全な 住まい方	高齢期の生 活ステージ	住み替え の選択	有料老人 ホーム	高齢者 専用住宅	介護保 険施設	居宅 サービス	住替制 度と相談
-------------	----------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------	-------------

① 居宅サービスとは・・・

大きくは2種類あり、通所は自宅から通うもので、訪問とは医師や看護師などが自宅に来てくれるものです。要介護度が低い(軽度)場合は適用できますが、重くなるとサービスは厳しくなります。

	サービス名	概要	軽度	重度	
通所	ショートステイ (短期入所)	短期間(2～7日間)施設に滞在して、食事や入浴介護を受ける。	○	△	×
	デイサービス (通所介護)	介護施設に日帰りで通い、入浴や食事の介護を受ける	○	△	×
	リハビリテー ション	老健や病院に併設された施設に通い、医師や理学療法士のもとリハを行う	○	△	×
訪問	訪問介護	ヘルパーなどが自宅を訪問し、おむつ交換や入浴などの介助を行う	×	△	○
	訪問看護	看護師や保健師が自宅を訪問し、看護ケアを行う	×	△	○
	リハビリテー ション	医師の指示のもと、理学療法士等が自宅を訪問してリハを行う	×	△	○

② 福祉用具と住宅改修

居宅サービスとして、自宅で利用できる「福祉用具の貸与または購入」と「住宅改修」があります。ともに介護保険から提供され、一定の自己負担があります。

	概要	対象	
福祉用具	貸与	自宅で生活する人のために、日常生活の自立を助けるため	・車椅子(付属品)・特殊ベッド(付属品)・床ずれ防止用品・移動リフト等
	購入	貸与になじまない、排せつや入浴などに使用する用品の購入	・腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具等
住宅改修	要介護者が自宅で生活を続けられるように住宅の改修を行う	・手すりの取り付け・段差の解消・滑り止め・引き戸	

■自己負担

- 福祉用具貸与 ☞ 貸与金額の1割 (業者により異なる)
- 購入 ☞ 購入金額の1割 (但し、10万円超過分は自己負担)
- 住宅改修 ☞ 改修費用の1割 (原則 限度額20万円)

■改修イメージ(フランスベットHPより)

玄関
手すり
と
スロープ



玄関
段差解消
と手すり



トイレ
和式を洋式



浴槽
段差解消
と手すり



●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7
TEL:045-924-1778 http://www.kitawel.com